

特許管理サービス 契約約款

一般社団法人 広島県発明協会

特許管理サービス 契約約款

第1条（目的）

特許管理サービス 契約約款（以下、「本約款」という）は、一般社団法人広島県発明協会（以下、「当協会」という）が提供する特許管理サービス（以下、「本サービス」といい、別紙1に記載するサービスを指す）の利用について定めるものとする。

第2条（利用対象者）

本サービスの利用対象者は、一般社団法人広島県発明協会、一般社団法人発明推進協会、公益社団法人発明協会および道府県発明協会の会員とする。

第3条（申込方法）

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、当協会所定の利用申込書に必要事項を記入し、当協会に提出することで、本サービス利用のための申込みを行うものとする。
2. 本サービスの利用申込をすることができるのは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人（以下「事業者」という。）に限るものとし、当協会は、当該申込者が事業者でない場合には申込の承諾をしないものとする。
なお、本サービスの申込者が、当協会所定の利用申込書において、事業者である旨を表明した場合には、当協会は当該申込者を事業者とみなすものとする。
3. 第1項の申込みを行い、当協会により承認を受けた本サービス利用申込者（以下、「契約者」という）が、サービスの追加や変更を行う場合には、当協会所定の申込書から申込みを行うものとする。
4. 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとする。
万一本約款に違反する利用がなされた場合、当協会は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとする。

第4条（サービスの開始日）

1. 本サービスの提供開始日は、当協会が利用の申込みを受け、利用申込者に対し、承諾書を交付した日とする。

第5条（利用契約の成立ならびに更新）

1. 本サービスの利用に関する契約（以下、「利用契約」という）は、本サービスの提供開始日時時点で成立するものとする。
ただし、下記のいずれかに該当する場合、当協会は利用申込を承諾しないか、もしくは承

諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとする。

- (1) 本サービスの申込者が、当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当協会が判断した場合した場合
 - (2) 本サービスの申込者が、本サービス契約の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - (3) 第17条第1項各号のいずれかに該当すると当協会が判断した場合
 - (4) その他前各号に準ずる場合で、当協会が契約締結を適当でないと判断した場合
2. 本サービスの提供開始日以降、当協会もしくは契約者による解約 の手続きがなされるまで本サービスの契約は以後1年単位で自動更新するものとする。

第6条（契約者の氏名等の変更および地位の承継）

1. 契約者は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に当協会所定の書類を当協会へ提出し届け出るものとする。
2. 契約者が、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に当協会所定の書類を当協会に提出し届け出るものとする。
3. 当協会は、前項の届出があった場合、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められないと当協会が判断した場合、契約者としての地位の承継を認めない場合がある。
4. 当協会が契約者としての地位の承継を認めた場合、地位を承継した契約者は利用契約に基づく一切の債務についてこれを承継するものとする。

第7条（料金の支払）

1. 契約者は、別紙2に規定する料金に消費税相当額を加えた額を、承諾書に記載する当協会指定の方法により指定の期日までに支払うものとする。
2. 契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として当協会に対して支払うものとする。
3. 契約者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として当協会に支払うものとする。
4. 解約等にあたって、当協会が契約者から受領済の料金は返還しないものとする。

第8条（免責事項）

1. 本サービスの利用により発生したいかなる損害についても、当協会は一切責任を負わないものとする。
2. 本サービスは、契約者の特許管理業務を補助するものであり、特許管理業務の結果については契約者が最終責任を負うものとする。

第9条（仕様変更）

1. 当協会は、当協会ならびに業務委託先が行う仕様変更にともない、本サービスの、仕様変更を行う場合がある。
2. 当協会は、契約者に対し、仕様変更を行う場合には当協会が適当と判断する方法によりその旨通知をするが、仕様変更作業に関しては契約者に承諾を得ない場合がある。

第10条（知的財産権）

本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当協会あるいは業務委託先に帰属する。

第11条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、書面による当協会の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとする。

第12条（提供の停止）

1. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、当協会は本サービスの提供を停止することができるものとする。
 - (1) 契約者が本サービスの料金の支払を怠った場合
 - (2) 契約者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
 - (3) 契約者が本約款のいずれかの規定に違反した場合
2. 契約者は、前項によるサービス停止期間中においても、当協会に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとする。

第13条（サービスの廃止）

1. 当協会は、当協会の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとする。
2. 当協会は、前項の規定によりサービスの廃止を行う場合には、3ヶ月前までに契約者に対して書面または当協会が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとする。

第14条（契約者が行う解約）

1. 契約者が本サービス利用契約の解約を希望する場合は、当協会所定の書類に必要事項を記入の上、毎当月10日までに当協会に提出し通知することにより、当月末日付で利用契約を解約することができる。ただし、費用の支払義務は 当月末日分までとする。
2. 第3条第3項に基づくサービスの追加や変更を行った月内で解約することはできない。

第15条（当協会が行う解約）

1. 当協会は、第12条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止の開始の日の翌日から14日以内にその事由を解消しない場合は、利用契約を解約することができるものとする。
2. 当協会は、契約者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとする。
 - （1）破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
 - （2）仮差押、仮処分、差押、差押、競売、その他の強制執行または滞納処分による差押を受けたとき
 - （3）手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

第16条（責任の制限）

1. 当協会は契約者に対して、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証しないものとする。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当協会は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとする。
 - （1）暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - （2）自らまたは第三者を利用して、当協会に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - （3）当協会に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - （4）自らまたは第三者を利用して、当協会の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
 - （5）自らまたは第三者を利用して、当協会の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 当協会は、前項により本利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償をした場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとする。

第18条（約款の変更）

当協会は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるも

のとする。約款が変更された後の変更された後のサービスに係る料金その他のサービスに係る料金その他のサービス提供条件は、変更後の約款に拠るものとする。

第19条（機密保持）

当協会は本サービスの提供に関連して契約者より開示された情報のうち適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により機密である旨明示された情報について、本サービス遂行の目的以外では使用せず、契約者の事前の同意なくして第三者に対して開示しないものとする。ただし、以下の情報については除外するものとする。

- （1）契約者から開示を受ける前に、当協会が正当に保有していた情報
- （2）契約者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- （3）契約者から開示を受けた後に、当協会の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- （4）当協会が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- （5）当協会が、開示された機密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうる情報
- （6）法令または裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報

第20条（個人情報の保護）

1. 当協会は、本サービスを提供するにあたり知り得た契約者の個人情報を、法令および当協会が公表する「個人情報保護方針」にもとづき適切に保護するものとする。

2. 当協会は、契約者の個人情報を以下の目的でのみ使用するものとします。

- （1）特許管理サービス等の各種サービスの提供のため
- （2）契約、解約、変更・更新、停止、解除、追加等のお客様管理のため
- （3）請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
- （4）サービス提供する上で必要な情報等をお客様にお届けするため
- （5）当協会にお問い合わせいただいた際の本人確認のため
- （6）現在ご提供のサービス、新サービス開発に対してお意見の聴取のため
- （7）営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などご訪問させていただくため
- （9）当協会の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため

3. 当協会は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとする。

4. 当協会は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとする。

- （1）あらかじめ契約者の同意が得られている場合

(2) 法令にもとづき開示しなければならない場合

(3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 当協会は、本サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者の個人情報を業務委託先に開示できるものとする。

第21条（準拠法および裁判管轄）

本サービスの利用ならびに本利用条件の解釈および適用は、日本国法に準拠する。また、本サービスに起因する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第22条（発効期日）

この約款は2024年12月26日より効力を発するものとする。

別紙1 サービス内容

現在出願されている特許の「出願審査請求期限」及び「年金納付期限」を案件毎に管理し、期限到来を通知する。また、要望に応じて年金納付代行する。

- ①出願審査請求期限通知サービス（国内特許のみ）
- ②年金納付期限通知サービス（国内の特許・実用新案・意匠）
- ③年金納付代行サービス（希望者のみ、別途手数料必要）

※期限通知（2種類）

- ・初回通知

4月と10月に期限到来前6ヶ月～11ヶ月のリストを送付

- ・最終通知

毎月、期限が3ヶ月後（審査請求の場合は2ヶ月後）に到来する未処理案件リストを送付

※期限通知方法は、電子メールによる。

別紙2 料金等

1. 料金

- ・年間契約料 35,000 円（税抜き）／年
- ・年間管理費（1件） 800 円（税抜き）／年
- ・年金納付代行サービス料（1件） 1,500 円（税抜き）／回